省　令

○総務省令第三十六号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月十八日

総務大臣　金子　恭之

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～55　略］ 56　法別表第二の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条第一項の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［57・58　略］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［略］ ［2～61　略］ 62　法別表第三の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条第一項の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［63～67　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～54　略］	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～55　同上］ ［56　同上］ ［一・二　同上］ 三　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［57・58　同上］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［同上］ ［2～61　同上］ ［62　同上］ ［一・二　同上］ 三　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［63～67　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～54　同上］
55　法別表第四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条第一項の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［56・57　略］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［略］ ［2～61　略］ 62　法別表第五第二十九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条第一項の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［63～67　略］	［55　同上］ ［一・二　同上］ 三　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［56・57　同上］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［同上］ ［2～61　同上］ ［62　同上］ ［一・二　同上］ 三　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［63～67　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第四十四条及び附則第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）の規定に限る。）の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

○法務省令第二十九号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第四項及び借地借家法施行令（令和四年政令第百八十七号）第一項の規定に基づき、借地借家法施行規則を次のように定める。

令和四年五月十八日

法務大臣　古川　禎久

借地借家法施行規則

（電磁的方法）

第一条　借地借家法第三十八条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。